

入札公告（管工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月15日

支出負担行為担当官
国立療養所栗生楽泉園
事務部長 安野 豊

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園汚水ポンプ移設及び温泉配管切り回し等整備工事
- (2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
- (3) 工事内容 汚水ポンプ移設及び温泉配管切り回し工事
(汚水配管 約200m、温泉配管 約400m)
(詳細は仕様書のとおり)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成29年11月30日まで
- (5) 本工事は、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省により、平成29・30年度関東甲信越地域における「管工事」においてB又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
(ア) 管工事改修の経験を有する者であること。
- (5) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。
(ア) 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置で

きること。

- (ア) 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- (イ) 平成14年度以降に、上記(4)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
- (ウ) 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- (エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 群馬、埼玉、長野県内又は東京都に管工事業に係る建設工事業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (13) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)③船員保険④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (14) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
国立療養所栗生楽泉園会計課 施設管理係
電話 0279-88-3030 内線225

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年9月19日（火）から平成29年10月2日（月）までの土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記（1）の場所において配布する。交付に当たっては実費を請求する。

（3）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成29年9月19日（火）9時から平成29年10月3日（火）10時までに電子調達システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合には、上記（1）の担当部局に持参すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成29年10月3日（火）17時までに、電子調達システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合には、国立療養所栗生楽泉園会計課施設管理係に持参すること。

（ア）電子調達システムによる入札の締め切りは、平成29年10月3日（火）17時00分。

（イ）紙により持参する場合は、平成29年10月3日（火）17時00分。

開札は、平成29年10月4日（水）11時 国立療養所栗生楽泉園会議室において行う。

4 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

（ア）入札保証金 免除。

（イ）契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り）を付すこと。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（5）配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

（6）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

（7）契約書作成の要否 要。

- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 本件は、提出資料及び入札を電子調達システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (12) 詳細は、入札説明書による。